資料１

令和６年度

さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会　委員名簿

（要綱掲載順・敬称略）

	氏　名	所　属　・　役　職
委　員	臼杵　信裕	元さいたま市教育委員会　教育長
委　員	上野　茂昭	埼玉大学　教育学部　准教授
委　員	森田　真紀子	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団 児童課長
委　員	駒木根　敦子	特定非営利活動法人 さいたま市学童保育の会　事務局次長
委　員	清水 ヨシ子	さいたま市　民生委員児童委員協議会　理事
委　員	髙橋　麗子	さいたま市　民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会　副部会長
委　員	野津　美智代	さいたま市立小学校校長会 （さいたま市立大宮南小学校長）
委　員	菅野　千香子	さいたま市　ＰＴＡ協議会　副会長
委　員	橋本　正晴	青少年育成さいたま市民会議　常任理事
委　員	溝口　誠	チャレンジスクール運営会議　会長

資料２

さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　さいたま市において、放課後対策事業の総合的な在り方を検討し、効率的かつ円滑な実施を推し進めるため、さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進委員会は、次の事項について検討する。

(1)放課後子ども総合プランの推進

(2)放課後対策事業の実施方針

(3)安全管理方策

(4)広報活動方策

(5)指導者研修の企画

(6)事業実施後の検証・評価

(7)その他、放課後子ども総合プラン推進事業の実施に関し必要な事項

（構成）

第３条　推進委員会の委員は１５人以内とし、学識経験者及び別表に掲げる団体が推薦する者をもって構成する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　推進委員会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　委員長及び副委員長の任期は、委員の任期中とする。

（会議）

第６条　推進委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　委員長は、必要に応じて推進委員会に諮り、委員以外の出席を求めることができる。

（庶務）

第７条　推進委員会の庶務は、子育て未来部放課後児童課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年５月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年２月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表　（第３条関係）

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
特定非営利活動法人さいたま市学童保育の会
さいたま市民生委員児童委員協議会
さいたま市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会
さいたま市立小学校校長会
さいたま市ＰＴＡ協議会
青少年育成さいたま市民会議
さいたまチャレンジスクール運営会議

資料3

さいたま市放課後子ども居場所事業のモデル事業について

令和７年１月２０日

さいたま市子ども未来局子育て未来部放課後児童課

1　令和６年度モデル事業の実施状況

児童数の推移

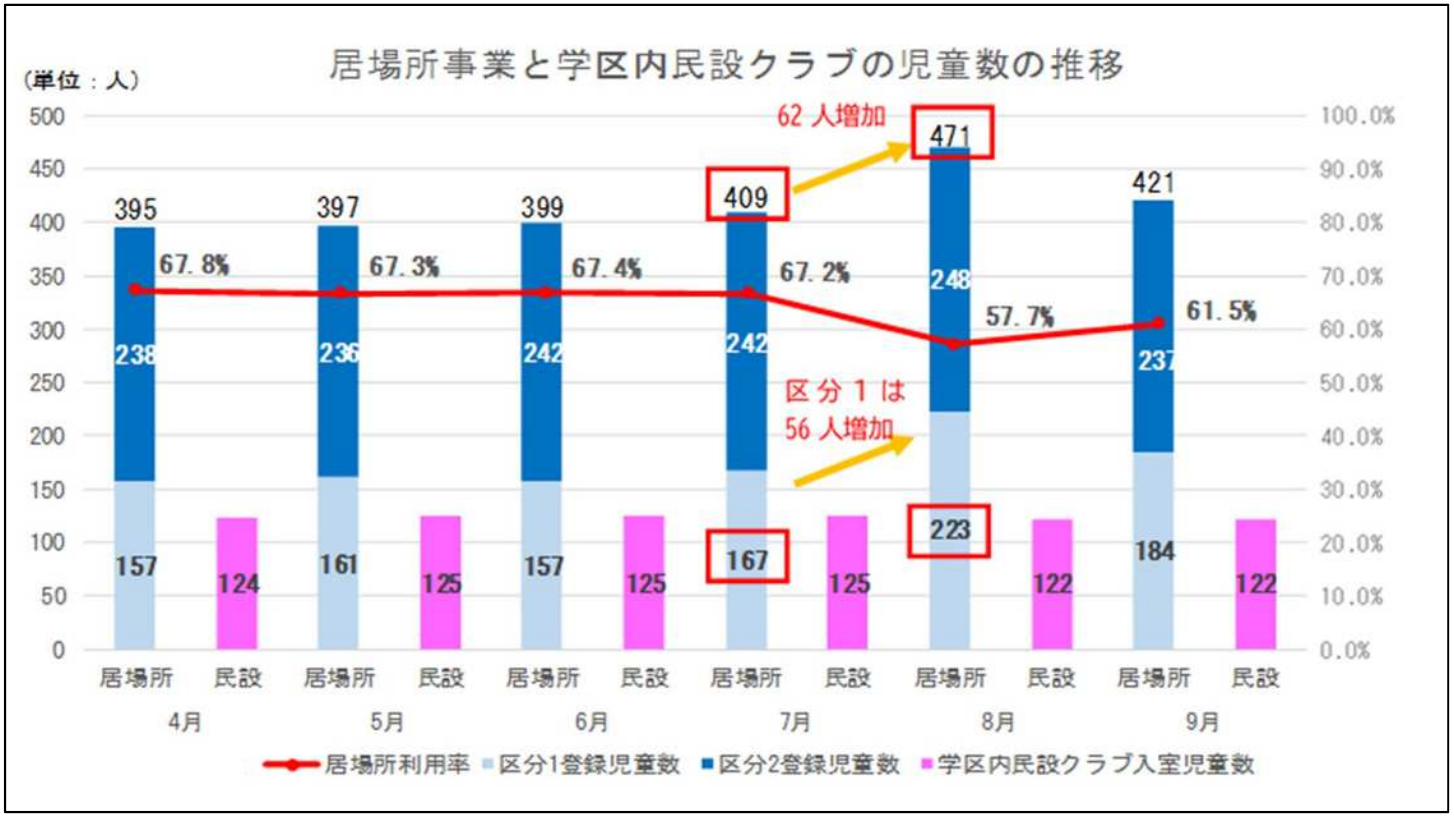

※人数は各月1日時点。利用率は各月の平日利用率の平均値。
※居場所事業は4校合計、民設クラブは3学区4か所の合計値。

・放課後子ども居場所事業では、夏休み中の8月の登録児童数が、7月と比較して62人増加している。そのうち56人が17時までの利用区分1であることから、夏休みのみの利用ニーズにも対応できたことが確認できた。
なお、登録児童数は増加したものの、利用率は学期中に比べ低いことから、日々の利用児童数は学期中と同程度のため、運営に支障はなかった。

・年度当初と比較すると、夏休み明けでも放課後子ども居場所事業における登録児童数は多くなっている。

・年度当初と比較すると、夏休み明けの学区内の民設放課後児童クラブにおける入室児童数は、4クラブ合計で2人の減に留まっている。

1　令和６年度モデル事業の実施状況

利用者アンケート　年度中に4回のアンケートの実施を予定。5月と8月に実施した結果の概要は以下の通り。

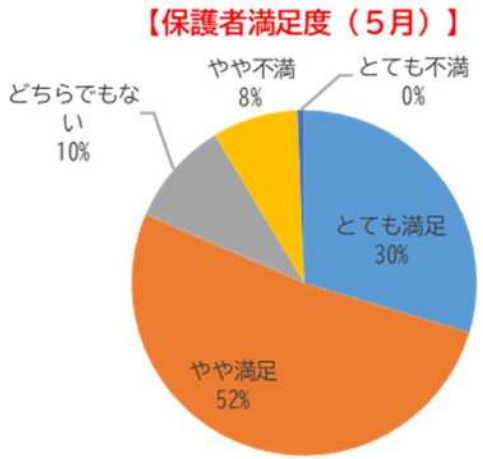

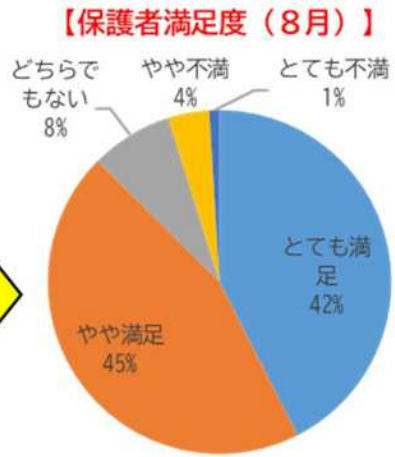

・「とても満足」が12ポイント増
・「とても満足」「やや満足」の合計が5ポイント増
・「やや不満」が4ポイント減

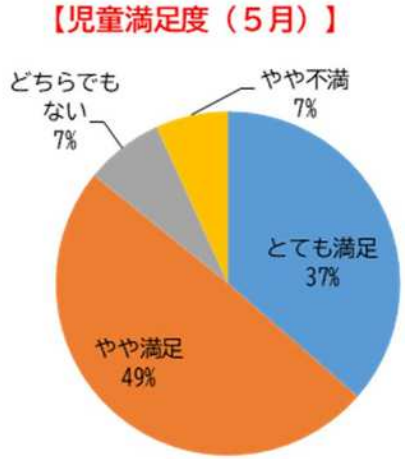

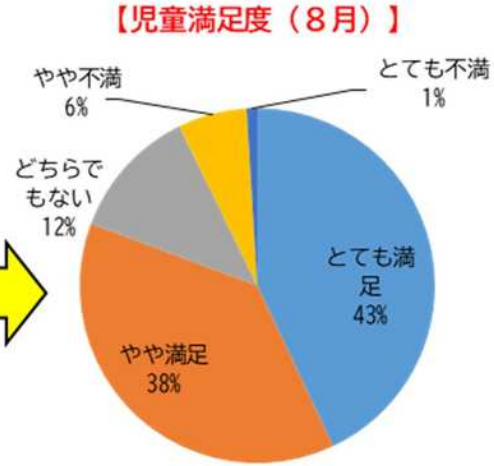

・「とても満足」が6ポイント増
・「とても満足」「やや満足」の合計が5ポイント減
・「どちらでもない」が5ポイント増

・保護者の満足度は上がっているが、利用児童の満足度は若干下がっている。

・8月は夏休みのみの短期間の利用者を含んでいる影響もあると考えているが、満足度向上に向けて、児童を飽きさせない遊びや体験活動の実施等について、運営事業者と協議をしている。

1　令和６年度モデル事業の実施状況

利用者アンケート　年度中に4回のアンケートの実施を予定。5月と8月に実施した結果の概要は以下の通り。

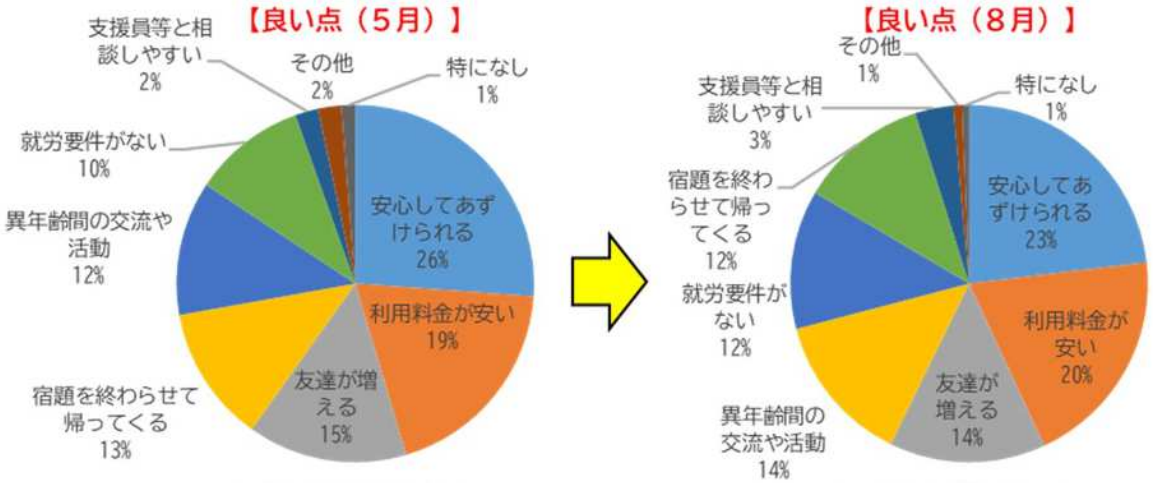

・大きな変化なし

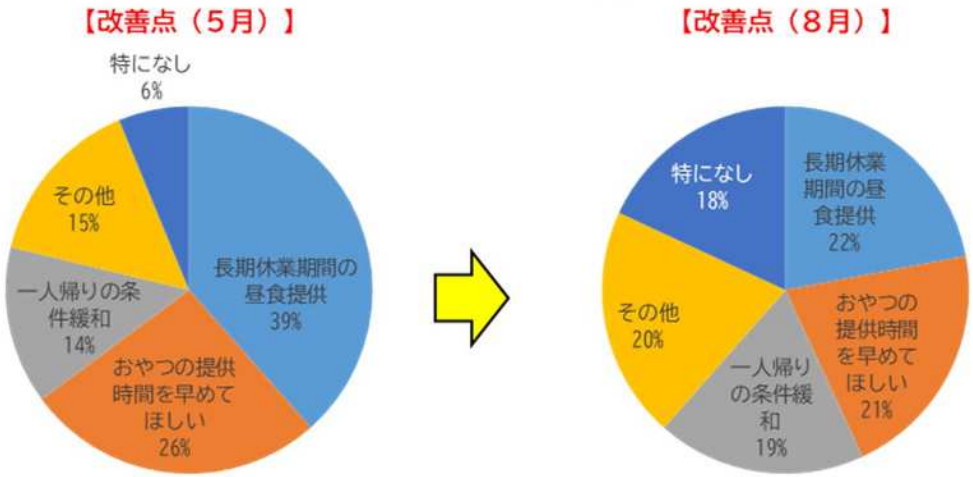

・「長期休業期間の昼食提供」が17ポイント減

・夏休み中の昼食の提供については、2校において実施したため、改善意見が減っている。

・おやつの提供時間については、運営事業者において提供場所の工夫や時間を早める等の出来る範囲での対応を行っている。

1　令和６年度モデル事業の実施状況

学区内民設放課後児童クラブ運営事業者へのヒアリング

・令和5年度当初と比べて入室児童が減少したクラブでは、パート職員の一部を同一事業者内の他クラブでの勤務とすることや勤務シフトを調整する等の対応を行っている。

・入室児童数が減少したクラブ単体での運営費に係る収支を見るとマイナスになる見込み。複数のクラブを運営しているため、全体の運営費から繰入れすることで対応する予定である。

・委託料が減少する「児童数19人以下」となった場合、クラブ単体での運営費に係る収支に対する影響が大きくなる。

2　令和７年度モデル事業の準備状況

追加実施校の開所に向けたスケジュール

・R6.12月中旬　　入所受付案内開始（～1月末まで）
・R7.1月中～下旬　事前説明会
・R7.2月上旬　　入所者決定
・R7.4月1日　　運営開始

※12月中旬に運営事業者が決定した尾間木小については、入所受付案内開始から入所者決定までを20日程度後ろ倒しして実施予定。

運営事業者

小学校	運営事業者	実績概要
七里小	特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ	市内で民設放課後児童クラブの運営実績のある事業者
与野本町小	株式会社理究キッズ	岸町小放課後子ども居場所事業の運営事業者
常盤小	株式会社理究キッズ	岸町小放課後子ども居場所事業の運営事業者
針ヶ谷小	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	公設放課後児童クラブの指定管理者 新和小放課後子ども居場所事業の運営事業者
大谷場東小	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	公設放課後児童クラブの指定管理者 新和小放課後子ども居場所事業の運営事業者
中尾小	特定非営利活動法人エール	市内で民設放課後児童クラブの運営実績のある事業者
道祖土小	特定非営利活動法人エール	市内で民設放課後児童クラブの運営実績のある事業者
尾間木小	株式会社理究キッズ	岸町小放課後子ども居場所事業の運営事業者
上里小	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	公設放課後児童クラブの指定管理者 新和小放課後子ども居場所事業の運営事業者

※令和6年度実施校（栄小、鈴谷小、岸町小、新和小）は、令和7年度も引き続き同じ事業者が運営。

３　（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（素案）

１　基本的な考え方

・利用を希望する全ての児童に安全・安心な放課後の居場所を提供するために、放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により本市の放課後児童対策を実施する。

・喫緊の課題である待機児童の早期解消に取り組む。

２　本市の課題

（１）待機児童(※)の解消
・共働き家庭の増加や子育て世代の社会増等により、放課後児童クラブの利用ニーズが増加している。
・民設放課後児童クラブを開設する物件確保が困難なこともあり、利用ニーズの増加に整備が追い付いていない。
・待機児童の解消は喫緊の課題である。

（２）保護者負担の軽減
・民設放課後児童クラブの中には、クラブを利用する保護者が運営に携わっているクラブが約半数を占めている。
・クラブを開設するための物件探しやクラブ運営に係る事務などの保護者負担の軽減が課題となっている。

（３）多様なニーズへの対応
・社会情勢の変化に伴う、保護者の働き方も多様化している。
・夏休みなど長期休業中のみや短時間の利用といった放課後の居場所に対する多様なニーズへの対応が必要である。

※待機児童の定義
本市では公設放課後児童クラブに申し込んだが利用できなかった児童のうち、民設放課後児童クラブを利用していない児童数から民設放課後児童クラブの定員の空き数を除いた人数としている。なお、本市の放課後児童対策を実施するにあたっては、公設放課後児童クラブの申し込みの有無に関わらず放課後児童クラブの利用を希望する全ての児童を対象とすることとする。

３　課題に対する施策

（１）待機児童の解消
・放課後子ども居場所事業の導入を基本方針とする。
・早期に放課後子ども居場所事業の導入が困難な学区は、民設放課後児童クラブを整備する。

（２）保護者負担の軽減
・放課後子ども居場所事業の導入する。
・民設放課後児童クラブへの支援の拡充を図る。

（３）多様なニーズへの対応
・放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により、希望に合った放課後の受け皿を選択可能にする

４　整備方針

（１）放課後子ども居場所事業
・令和８年度から本格実施とし、令和６年度及び令和７年度モデル事業の検証結果を踏まえながら市域全体へ実施校を展開。
・待機児童の生じている学区もしくは待機児童が生じることが見込まれる学区から優先的に導入。
・保護者会が運営する民設放課後児童クラブが設置されている学校においては、保護者負担軽減の観点から、保護者会の意向も踏まえながら導入。
・放課後子ども居場所事業には、事業の拠点となる専用室が学校内や近隣地に必要となるため、学校内または近隣地に専用室となる放課後児童クラブ室がない学校は、専用室に転用可能な余裕教室等の確保が可能な学校から導入。
・リフレッシュ工事の基本計画が策定済みの学校については、学校運営への影響や児童の安全な動線の確保の観点から、工事期間が終了後に導入。

（２）民設放課後児童クラブ
・放課後子ども居場所事業を早期に導入できない学区に限り、民設放課後児童クラブを整備。

５　民設放課後児童クラブへの支援

・放課後児童対策の受け皿の１つとして支援する。

・国の補助制度に対応し、委託実施基準の見直しを適切に行うことにより、民設放課後児童クラブの運営の更なる安定化を図る。

・放課後子ども居場所事業の導入に伴う民設放課後児童クラブへの影響の検証を引き続き行い、必要な支援策について検討する。

【現在検討中の支援策の案】

・放課後子ども居場所事業導入による影響が生じた民設放課後児童クラブに対する運営継続のための支援措置（経過措置も検討）

・放課後子ども居場所事業導入に伴い廃止する公設放課後児童クラブの学校敷地外専用施設の貸与

・経験豊富な放課後児童支援員等を、放課後子ども居場所事業の運営事業者へ紹介

・長期契約物件で運営する民設放課後児童クラブがある学区への放課後子ども居場所事業導入時期を配慮

※現時点での検討段階のもの。民設放課後児童クラブへの影響の検証を引き続き行い、必要な支援策の制度設計に取り組む。

６　安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応

・関係法令に定める基準に従い適切な人員の配置や専用区画面積の確保、設備・備品等の整備、安全管理体制の構築等に取り組む。

・放課後子ども居場所事業や放課後児童クラブで働く放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行う。

・国の動向を注視し、制度改正等に適切に対応していく。

７　待機児童の解消

放課後子ども居場所事業の導入と民設放課後児童クラブの整備・運営により、さいたま市総合振興計画実施計画の目標である令和８年４月の待機児童を１５０人まで減少させ、令和１０年４月に待機児童ゼロを達成することを目標とする。

８　その他

・各事業の実施にあたっては、子ども、保護者、事業者、関係機関等の意見を聴く機会を設け、それらの意見を勘案しながら、各事業を推進する。

・各事業の実施状況に応じて、適宜本基本方針の見直しを行う。

３　（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（素案）

【別添】令和10年度までの整備計画

放課後子ども居場所事業の導入と民設放課後児童クラブの整備・運営により、さいたま市総合振興計画実施計画の目標である令和８年４月の待機児童数を１５０人まで減少させ、令和１０年４月に待機児童ゼロを達成することを目標とする。

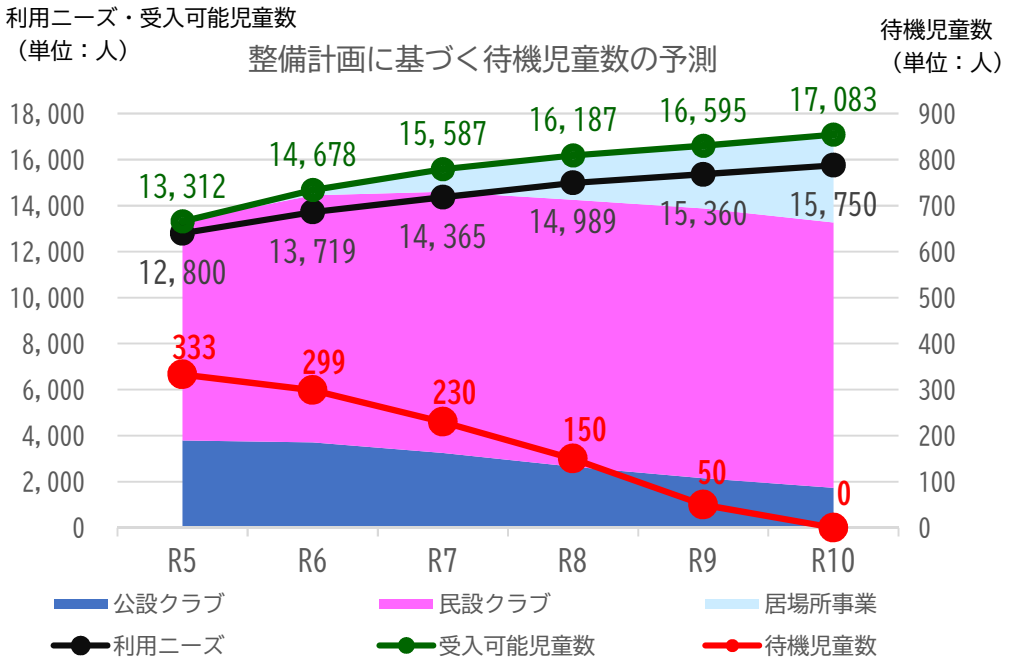

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用ニーズ	12,800	13,719	14,365	14,989	15,360	15,750
受入可能児童数	13,312	14,678	15,587	16,187	16,595	17,083
居場所事業	0	238	982	1,941	2,715	3,816
（施設数）	(0)	(4)	(13)	(25)	(36)	(48)
民設クラブ	9,519	10,739	11,356	11,596	11,730	11,535
（施設数）	(234)	(252)	(268)	(274)	(278)	(274)
公設クラブ	3,793	3,701	3,249	2,650	2,150	1,732
（施設数）	(74)	(70)	(62)	(52)	(42)	(36)
待機児童数	333	299	230	150	50	0

※学区によっては定員の弾力化や利用ニーズが受入可能児童数を下回っていることで、受入に余裕があるクラブがあるため、利用ニーズと受入可能児童数の差し引きと待機児童数は一致しない。

整備内容	令和６年４月１日導入（モデル事業）	令和７年４月１日導入（モデル事業）
放課後子ども居場所事業	栄小、鈴谷小、岸町小、新和小・・・４校	七里小、与野本町小、針ヶ谷小、常盤小、大谷場東小、中尾小、道祖土小、尾間木小、上里小・・・９校（新規）

整備内容	令和６年４月２日～令和７年４月１日新規開設
民設放課後児童クラブ整備	指扇小、宮原小、大砂土小、大宮東小、大宮南小、春岡小、島小、与野西北小、西浦和小、北浦和小、仲町小×２か所、大東小、沼影小、浦和大里小、向小、美園北小・・・17か所

※放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの整備計画については、最新の利用ニーズの推計等に基づき毎年度更新する必要があるため、直近の整備内容のみ掲載

４　「基本方針」策定までのスケジュール

●令和６年９月　　さいたま市議会９月定例会

「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（素案）」の報告

・令和７年度放課後子ども居場所事業モデル校決定

●令和７年９月　　さいたま市議会９月定例会

「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（素案）」の修正版の報告

・令和８年度放課後子ども居場所事業導入校決定

●令和７年12月　　さいたま市議会12月定例会

「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（案）」の報告

・放課後子ども居場所事業導入に伴う民設放課後児童クラブに対する支援策決定
・令和９年度放課後子ども居場所事業導入校決定

●令和８年１月　　パブリック・コメントの実施

●令和８年３月　　「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針」の策定